

会議録

会議の名称	平成 27 年度第 2 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 27 年 12 月 15 日（火曜日）午後 7 時から 8 時 16 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：金石委員、田代委員、千葉委員、平山委員、村田委員、浅野委員、指田委員、仲川委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、渡邊委員、 欠席委員：石田委員、梅田委員、芦野委員 事務局：市民部長 宮寺、保険年金課長 森谷、国保給付係長 定留、 国保加入係長 後藤、国保徴収係長 清水、国保給付係 藤野
議題	議題 1 諮問事項 平成 28 年度 国民健康保険料のあり方について 議題 2 その他
会議資料の名称	資料 1 医療分の賦課方式について 資料 2 東京都内の国民健康保険被保険者数・賦課方式（平成 27 年度） 資料 3 平成 26 年度・27 年度の 26 市保険料率比較 資料 4 賦課限度額の状況
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○清水会長：</p> <p>平成 27 年度 第 2 回国民健康保険運営協議会を開会します。 本日の会議は定足数に達していることをご報告します。</p> <p>・会議録署名委員の指名</p> <p>○清水会長：</p> <p>今回の会議録署名委員は、千葉委員と平山委員に依頼します。 傍聴者はいますか。</p> <p>○事務局：</p> <p>いません。</p> <p><b>議題 1 諮問事項 平成 28 年度 国民健康保険料のあり方について</b></p> <p>○清水会長：</p> <p>それでは、議題に入ります。諮問事項の「平成 28 年度 国民健康保険料のあり方について」となります。配布資料の説明を事務局よりお願いします。</p> <p>○事務局：</p>	

(配布資料の説明)

○清水会長：

今日は2点、1つは「保険料賦課方式についての移行計画」、もう1つは「平成28年度の賦課限度額」について検討していただこうと思います。

ご質問がございましたらお願いします。

○田代委員：

資料1の2方式への移行計画で、来年度以降3,000円アップという形で均等に上がる形になっていますが、人数、世帯数が多い世帯の負担が増えてくる。今年度の収入と改定後の収入でどれくらいの金額増を予想しているのでしょうか。

○事務局：

27年度の数字ですが、3,000円移行することにより、約3,800万円増額になると推計しています。28年度も、ほぼそのぐらいの数字になると想定しています。

○田代委員：

非常に心配なのは世帯員の多い一番働き盛りの世帯に負担がかかる。そこはある程度考慮すべきではないかと思います。3,000円位なら大丈夫という推測でしょうか。

○事務局：

今回の資料にもございますとおり、特に厳しい方や世帯所得の厳しい方につきましては、軽減世帯ということで7割、5割、2割という形の軽減措置がなされます。

○田代委員：

西東京市では国保加入約3万2,000世帯のうち軽減世帯はどのぐらいですか。3,000円ずつ増えていくと3人、4人世帯の負担感が大きいのではないかと思います。それであれば、もう少し、所得割を見直す必要があるのではないかと思います。

○事務局：

7割、5割、2割の軽減を受ける世帯は約1万5,000世帯約46.3パーセントという状況です。

国に対しては、軽減世帯に対する支援の充実を引き続き要望してまいります。

また、所得の低い層が多いのではないかなということですが、サラリーマンと自営業の方では、所得の申告において、サラリーマンだとそのままになりますが、自営業の方は、ある程度控除等があり、サラリーマンと自営業の方では、税制上、随分違いがあるかと思っています。

○千葉委員：

基本的なところで3方式から2方式にする方向はいいと思います。ただ、2方式にするのは、全体的に多いのが2方式だからそちらに移行するということなのか。他に積極的な理由はないのでしょうか。

○事務局：

資料2をご覧ください。各区市町村の方式をお示した資料となります。特別区は2方式で統一されており、都の人口割合を見ても約7割を占めています。26市では現在14市が2方式ですけれども、今後2方式を目指すと考えている市があるとお聞きしています。広域化の目指すところは、都道府県で1つの保険料率ではないかと想定をしており、西東京市としても2方式を目指していこうと昨年度の協議会で話し合い、一定程度、金額等を見ながら検討していこうとなりました。

○千葉委員：

そうすると、4方式が7市、3方式が5市で、これらもいずれ2方式に移る予定なのでしょうか。

○事務局：

全てがそうかということではございませんが、いくつかの市において目指しているという話をお聞きしています。

○千葉委員：

運営主体が都となり、各市がお金を都に出し、受け取るという形になるのでしょうか。

○事務局：

現在わかっている範囲でございますが、東京都のほうで各市町村の保険給付費を推計し、各市町村に対しこれだけ納めなさいということが示されます。各市が都に納付金を納め、都から保険給付費を受け取ることになります。

○千葉委員：

東京都が推計するということですが、推計は2方式で行うのですか。

○事務局：

そのあたりは検討の段階です。

○清水会長：

23区が2方式なので、広域化にされるといずれば2方式になるのではないかということがずっと言われたことから、昨年度の運営協議会では、徐々に2方式に持っていきましようということで答申したのです。

○千葉委員：

23区が2方式で統一されているのは、おそらく昔は23区というのは、今と違ってそんなに自治権がなく、都の方針によって2方式に統一されたのではないかと思うのです。一方、市については、それぞれ自分のところはどうか考えてきたと思うのです。保谷市と田無市が一本化するときは同じだったのですか。

○事務局：

4方式でした。

○平山委員：

以前は4方式で資産割というのがあったのです。資産割とは資産を持っている方だけにかかってくる料率なので、国民健康保険に入っている方からとっていなかったのですね。土地や建物を持っている方は徴収されていました。そう辺りの平等感を考慮し、資産割を廃止し3方式とし、30年度には2方式に持っていこうではないかというので、前年度の運営委員会で話し合ったのです。

○金石委員：

3方式から2方式になるというのはやむを得ない流れではないだろうかとは捉えていますが、27年度から30年度の均等割を見ますと、大分値上げとなり、30年以降もこの状態で行くようになるのでしょうか。格差社会ですから、所得の少ない人にとっては大きな負担になってくると考えると心配になります。

○事務局：

国民健康保険は社会保険の最後の砦といいますか、消費税も順次上げていくという中で、その辺も社会保障に入れていこうという国の考えがあります。ただ、今の段階では、保険者は市ですし、広域化になっても東京都と市がお互いに保険者になってやっていくということがありますので、保険者の立場として、国に対し、市長会等を通じて引き続き要望していくつもりです。この制度を守っていかなければいけないという立場でいますので、そういうところは引き続き注視していきたいと考えております。

○田代委員：

所得割については、西東京市は5.41パーセントで23区は6.45パーセントとなっています。均等割や平等割は昨年から検討してきているわけですが、この率については何ら

かの考え方とか、方向性みたいなものが提示されているのでしょうか。

○事務局：

東京都と市町村で協議の場を設けて検討することになります。市部と区部では随分違いますので、市のほうの意向を協議の中で伝えていきたいと思っています。

○田代委員：

例えば23区は別としても、市町村で見ると率が西東京市より高いところはほんのわずかですね。他の自治体との比較したときに、なぜこれだけ高いのかということがあると思うのです。

○事務局：

保険料は、1年間の医療費を推計し設定しますので、市町村でばらつきがあります。各市の財政力も影響します。保険料については、市の一般財源からの繰り入れを行っており、被保険者として一番気になるところかと思っています。そういう事情もありますので、これからの協議で、ある程度一本化に向けて協議されると思うのですが、市の事情なども含めて十分に協議しないとなかなか広域化も難しいのかなと思っています。

○田代委員：

西東京市は軽減措置で半分が対象になるということであれば、あまり影響がないのだろうと思うのですが、そういうのが薄れてきたときには率についても考慮しないといけないのではないかなとは思っています。

○平山委員：

一般会計から国民健康保険に18億円繰り入れ保険料を抑えているのです。本来は繰入をしないで国民健康保険を維持しなくてはいけないので、一般会計から補てんできないとなったときには相当の増になってしまうと思いますがいかがでしょうか。

○事務局：

26年度決算では、18億8000万円を赤字補てんとして一般会計から繰り入れました。また27年度予算ベースで約21億円を計上しており、国からは、国保会計は独立採算が原則であるため下げていくべきということを言われています。その辺も見据えながら保険料率を考えていかななくてはいけないと思っています。

○千葉委員：

単純に法定外繰入がこの3,800万円増になることで、少し減ると言えるのですか。

○事務局：

実際には医療費も伸びていますので、一概にそういうわけではありません。

○千葉委員：

ほかの変動要素が同じとしたときに、本当に単純化すればそれだけ保険料収入が増えるのだから、法定外繰入が減っていくと言えるのですね。

○田代委員：

それでいけば、保険料の議論するときに、医療費が増えてくるところはなぜ増えているのかというのとも並行して考える必要があると思います。その資料は今回ありませんが、どこかで出していただかないと適切な保険料を算出できないかと思います。

○村田委員：

資料 1 の移行計画について、私は妥当な数字ではないかと考えております。もともとこの平等割も 1 人世帯と 4 人世帯では、今までは 1 人の人がかなり負担をしていて、公平ではなかったのかなということもありますので、やはり 2 方式に移行するのは妥当ではないかと考えております。

○長谷田委員：

2 人、3 人、4 人の場合に、配偶者控除や児童手当なども結構影響があると思います。徐々に同じほうが負担はわかりやすいので、個人的にはこの案でいいと思います。

○仲川委員：

西東京市の所得割が 5.41 パーセントで、27 年度が均等割 2 万 2,800 円です。これは国立と比較すると開きがあるのですがこの理由は何ですか。国立は住みやすく西東京市は住みにくいという感じになってしまうと思うのです。

○事務局：

保険料の算定は、住んでいる方の所得により変わりますし、また医療費も各市それぞれ異なり、これらを加味し保険料率を決めますので、一概に率だけでは判断できないと思っています。

○浅野委員：

30 年度に都と市町村が一緒になって運営するという事は、市の事業ではなくなるということに決まっているのですか。

○事務局：

現在は西東京市が国民健康保険を担っており、30年度からは東京都も一緒に保険者として運営することになります。特に都道府県は、財政をメインに担ってもらおうというような方向性を国は示しています。

○浅野委員：

そうすると23区が2方式で、西東京市も2方式を目指すとなると、事務的な軽減もあるということですか。

○事務局：

例えばシステムを統一化するとかということですか、様式等も、もしかしたら統一になるかと想定はしていますが、それらも今後の状況によります。

○浅野委員：

受診をする機会がある方は、本人よりも家族、またお子様やお年寄りのほうが多いということもあるので、均等割にするのは妥当ではないかと感じます。

○指田委員：

流れとしては妥当だと思います。介護保険に関しては独居の方の利用率が高いと思うのです。それをみんなで負担するので、ある程度は均等にして、使う方に多少は負担していただくようにしないと不公平感があると思います。例えば2人の世帯だと御主人や奥さんが薬を飲ませればよいところをヘルパーが薬を飲む手助けをするなど2人世帯だと要らないことが1人だと必要となります。その分は介護保険料に影響しますし、それに連動して国保料にも影響してくるわけですから、ある程度、均等割にしていかにざるを得ないかという印象を持っております。

○渡邊委員：

昨年度の答申に基づいて、賦課方式を3方式から2方式へという方向の是非かということの議論だと思うのですが、これを変更する積極的な理由はないのではないかと思います。30年度に最終的に都と市と統一されていく方向として正しいのではないかと考えているところです。

○土方委員：

いろいろ今まで議論、意見をした中で30年度という1つの節目というのですか、そういう移行をするだろうという予測の中で、現在この方法でいだろうと思っております。その段階を迎えるに当たってはそういう方向で間違っていないのだろうなという感じはいたします。

○清水会長：

資産割の話が先ほど平山さんからも出ましたけれども、資産を持つということはそれなりに努力しているわけですね。資産があるため不公平な目に遭っているような状況も耳にしていたので、所得があるのだから、徐々に所得のほうに移したらどうかという意見もありました。2方式への移行の仕方としては、一気に上げて2方式にするほうが、徐々に上げるよりもよいのではないかという意見も出ました。最終的に急に上がると困る人もいるのではないかということで、30年度を目途に少しずつ変えていくことになったと記憶しています。2方式移行計画どおりというご意向が多かったかと思うのですが、いかがでしょうか。挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

○清水会長：

全員一致でその意向ということですのでお願いします。

次に賦課限度額について検討させていただきます。

○浅野委員：

この限度額は、国が決めた限度額でこれ以上は賦課できないということですか。

○事務局：

国で現在審議中ですが、28年度は、27年度の85万円が4万円上がり89万円になる予定です。資料4にあるとおり、西東京市は1年遅れて賦課している状況で、薄く黒塗りの部分、52万円、17万円、16万円が27年度の上限として示された金額です。この金額が保険料の上限額ということになります。西東京市は1年遅れで国に追いついていこうというような形です。

○清水会長：

医療費給付費分から考えますと、51万円にしたときに、既に国は52万円にしていたのです。毎回、高所得の方に負担していただくのはどうかということで51万円に抑えたという経過もあるのです。今年度は国で決められた額まで持っていきましょうかというご提案があったわけです。

○村田委員：

1年遅れて追いかけていますので、やむを得ないのかというところはあります。

○平山委員：

来年度の一般会計繰入金のことなどもあると思うのですが、国保の運営がうまくいくのであれば別に無理して上げる必要はないだろうし、どうしても上げなくてはいけないのだ

ったら、上げるべきだとは思いますが。

○事務局：

毎年医療費は増えていますので、財源を手当てしないと足りなくなるという状況があります。賦課限度額を上げることによって、歳入が見込めますので、歳入歳出バランスを見ながらその差額を一般会計からもらうという仕組みになっています。1年遅れでやっており、28年度に向けて国はさらに上げる方向で検討していますので、さらに差が広がるのはどうかということもあり、この案でいきたいと考えております。

○浅野委員：

高額所得者は4万円上がるわけですが、国保料は所得控除対象になっているので、税金を払うときには4万円の負担ということではないと思います。国保の運営を考えればやむを得ない、この金額で妥当かなとは感じます。

○田代委員：

私はやはり一般財源から繰り入れているのであれば、国の定めた上限まで取ってなければやるべきことをやっていないのではないかと、当然指摘されるわけですから、少なくとも補てんを受けている以上は、国が定めた上限とするのが普通だろうと思います。

○千葉委員：

国の定めている基準があって、それを下回る基準を設定することは、西東京市はそれだけ財政的に余裕があるという見方もできるわけです。法定外で繰り入れている部分もあると思うので、限度額もそれに合わせて上げていいのではないかと思います。

○清水会長：

賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○清水会長：

ありがとうございました。では全員一致ということでこの線で進めてください。

それでは今日予定した協議事項は済みしましたので、その他に移らせていただきます。

## **議題2 その他**

○事務局：

ご審議ありがとうございました。ご承認いただきましたこの2点につきまして、28年度予算案という形で反映させたものを次回の会議でお示ししたいと思っております。よろしくお願いたします。

(次回日程協議)

○清水会長：

次回会議は1月19日(火曜日)に決定します。もう1日決めておいたほうがよいですね。翌週1月26日(火曜日)ということにいたします。時間はいずれも午後7時からです。

○清水会長：

それでは、予定した協議が終わりましたので、これで閉会にしたいと思います。ありがとうございました。

以上